

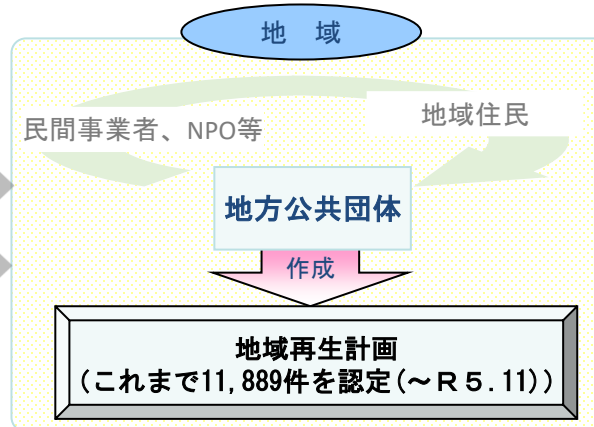
地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



① デジタル田園都市国家構想交付金

（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）（R4創設）

（注）地方創生推進交付金（H28創設）、地方創生拠点整備交付金（H28創設）、地方創生整備推進交付金（道・汚水処理施設・港）（H17創設、H28改正）等を新たに位置付けたもの。

② 企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）

③ 地域再生支援利子補給金（H20創設）

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）

⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）

⑥ 商店街活性化促進事業（H30創設）

⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）

⑧ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）

⑨ 地域住宅団地再生事業（R1創設）

⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）

⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）

⑫ 補助対象施設の有効活用

（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進